

イギリス議会におけるアイルランド救貧法案の成立(3)

高 神 信 一

The Enactment of the Poor Law (Ireland) Bill in the British Parliament (3)

TAKAGAMI Shinichi

目次

はじめに

1. 第一次法案の下院における第一読会
2. 第一次法案の下院における第二読会
3. 第一次法案の下院における委員会審議（以上、『大阪産業大学経済論集』第9巻1号、2007年10月）
4. 第二次法案の下院における第一読会
5. 第二次法案の下院における第二読会
6. 第二次法案の下院における委員会審議（以上、『大阪産業大学経済論集』第9巻2号、2008年2月）
7. 第二次法案の下院における第三読会（以下、本稿）
8. 第二次法案の上院における第一読会および第二読会
9. 第二次法案の上院における委員会審議
10. 第二次法案の上院における第三読会

おわりに

7. 第二次法案の下院における第三読会

1838年4月30日、第二次救貧法案が第三読会にかけられた。早速、ブラバーン卿が法案の先送りを提案した。彼によれば、アイルランド人やアイルランド選出議員は、この法案にこぞって反対しており、法案への反対請願数は86通（署名人数は3万1221名）、賛成請願数は4通（署名人数は593名）だった。そして彼は政府が提案した救貧法ではアイルランドの貧困を改善することはできず、この法案に代わって救済対象を老人や病人に限定

する救貧法を導入すべきだと訴えた¹⁹⁹⁾。第三読会においてブラバーソン卿以外に意見を述べた議員は計18名であり、それを発言順に列挙すると、トレント卿、カースレイ卿、オコンネル、アイルランド担当相、アイルランド・トーリのジョン・ヤング、パワーズコート (Powerscourt) 子爵、コリ (Corry), アイルランド・トーリのエドマンド・ヘイズ卿、リピール派のリチャード・ベリュー (Richard Bellew), コノリ大佐、アイルランド・トーリのウィリアム・ヴァーナ (William Verner) 大佐、サグデン卿、シール、クレメンツ卿、ルーカス, W・ロウチ, ポーレット=トムソン, スタンリ卿となる。このうち、ブラバーソン卿の提案に賛同し法案への反対意見を述べたのは、トレント卿、カースレイ卿、オコンネル、ヤング、コリ、ヘイズ卿、コノリ大佐、ヴァーナ大佐、ルーカスの9名だった。

トレント卿はこの救貧法を実施すると、アイルランドの財産は消費尽くされ、産業は全滅し、救済を受けられない者たちの不満を抑えるために軍隊を増強しなければならないと主張した。また、この救貧法ではイングランドに出稼ぎに来るアイルランド人を減少させることはできないと述べた。そこでトレント卿は、病院などで身体障害者を救済し、労働可能者には公共事業などで雇用を与えるといった貧民調査委員会の提案した貧民救済策を法律化せよと訴えた²⁰⁰⁾。

カースレイ卿は法案に反対する二つの理由を述べた。ひとつは、救貧院システムはアイルランドに適合しないことであり、もうひとつは救貧法委員の権限が強すぎることだった。北アイルランドのダウン州選出のカースレイ卿は、北アイルランドでは税の徴収によらない「スコットランド方式の救貧法」がすでに実施されており、救貧法を新たに導入する必要ないと主張した。彼によれば、ニュートナーズ (Newtownards) では、人口1万1000人のうち、20人がワークハウス（救貧院）で救済され、100名が院外救済を受けていたということだった。また、ベルファストでは法案に反対する大規模な集会が開催されたと述べた²⁰¹⁾。

オコンネルは、アイルランドではダブリン大司教をはじめとしてアイルランド全体が法案に反対していることを明らかにした。オコンネルの最大の反対理由は、アイルランドは貧しすぎて救貧法を導入できないということだった。彼はイングランドとアイルランドの農業労働者数や農業生産高を紹介しながら、アイルランドの貧困を説明した。また、彼は法案の細部、すなわち①保護委員会から聖職者を除外していること、②院外救済をおこな

199) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 676-7 (30 Apr. 1838).

200) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 677-8 (30 Apr. 1838).

201) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 678-81 (30 Apr. 1838).

わないこと、③100の救貧院では230万人の貧民を救済できないこと、について批判した²⁰²⁾。

ヤングは、救貧法にかかる経費を明らかにすべきだと政府を批判したうえで、アイルランドのジェントリが法案に反対しており、救貧法の施行にじっさいに携わる彼らの協力が得られなければ、救貧法は機能しないと述べた²⁰³⁾。コリは救貧法が労働可能者を救済することに反対した²⁰⁴⁾。ヘイズ卿はアイルランドではとくに救貧院システムへの反対が強いことを指摘したうえで、みずからの反対理由を救貧法はアイルランドへの負担が大きすぎることだと述べている²⁰⁵⁾。コノリ大佐は、救貧法はアイルランドの地代を吸収してしまい、貧困の解決に役立たないと反対理由を述べた²⁰⁶⁾。ヴァーナ大佐はアイルランドの大陪審は反対請願を提出し、彼自身が巡回裁判所に出席したところ、すべての階層が法案に反対していたという。彼は、法案の賛成者たちがアイルランド救貧法は実験（an experiment）であることを認めていることを問題にし、実験のための救貧法には反対であると述べた²⁰⁷⁾。

ルーカスは法案の原則には賛成であるけれども、その細部には同意できないとして、賛成票を投じることはできないと述べた。彼が反対した点は、多くの人びとが救貧税を免除されることや、アイルランドの教区連合の規模が大きすぎることだった。後者について、彼はイングランドの教区連合の規模が78平方マイルなのに対し、アイルランドでは400平方マイルになっており、教区連合の規模が大きすぎ、十分な注意が行き届かないと述べた²⁰⁸⁾。

次に法案への賛成意見をみてみよう²⁰⁹⁾。アイルランド担当相は、法案が議論されはじめた段階ではアイルランドでは反対の声が聞かれず、いまになって反対の声が上がっていることに驚きを隠せないと述べた。彼は法案の原則を修正する意図をまったく持ち合わせていないことを明らかにしたうえで、法案を擁護した。アイルランドにおいて法案の反対の声が上がっていることについて、アイルランド選出議員のうち25名はこの原則に賛成し、

202) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 681-4 (30 Apr. 1838).

203) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 689-90 (30 Apr. 1838).

204) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 693-4 (30 Apr. 1838).

205) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 694 (30 Apr. 1838).

206) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 694-5 (30 Apr. 1838).

207) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 695-6 (30 Apr. 1838).

208) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 703-5 (30 Apr. 1838).

209) シールは法案そのものには反対ではなかったが、十分の一税法が成立するまで、救貧法の成立を遅らせるべきだと主張した。彼は土地への課税という点において、十分の一税法と救貧法は性格を同じくすると述べた。また、貧民調査委員会が十分の一税を救貧税に振替えることや、ドイル博士のパンフレットでもそうした提案がなされていることを指摘した（*Hansard 3, Commons*, vol. 42, 699-702 (30 Apr. 1838)).

反対したのは8名だという事実を指摘した。さらに、政府は委員会審議において25件において政府が修正に応じ、アイルランド選出議員が政府案に反対したのは8件のみで、残りの17件はその多数が政府案に賛成したということを説明した。アイルランド担当相は救貧税の負担の大きさが強調されていることについて、政府の救貧法案はもっとも簡略で、最善のものであると主張した。法案への反対者たちは、公共事業で貧民を救済すべきだと主張するが、230万人もの貧民を公共事業で救済するのは実際的でないと反論した²¹⁰⁾。

パワーズコート子爵は、法案の反対者たちはイングランド救貧法の問題点を指摘し、それを根拠にアイルランド救貧法案を非難していると主張した。だが、彼はイングランド救貧法とアイルランド救貧法はそもそも異なっているものであり同列に扱うことはおかしいと述べた。彼の説明によれば、イングランド救貧法は旧救貧法の弊害を修正し、教区の救済手当を廃止したが、救貧法がもともと存在しないアイルランドでは救済手段を提供するというのである。したがって、アイルランド救貧法は貧民に恩恵を与えると説明した。パワーズコート子爵は法案に賛成票を投じるといいながらも、救貧法委員の権限は制限すべきだという注文を付けている²¹¹⁾。

ベリューは、救貧法はアイルランド人貧民に大きな恩恵を与えると賛成意見を述べた²¹²⁾。サグデン卿もまた救貧法はアイルランド人貧民の生活水準や農業水準を向上させるだろうと救貧法の効果を主張した。また、サグデン卿はイングランドの法をアイルランドに適用するから賛成するのではなく、救貧院による救済という困窮テスト (the test of destitution) が優れているから、賛成すると述べている²¹³⁾。

クレメンツ卿は、貧民の居住する小屋をじっさいに訪問してみると彼らの困窮の度合いの著しさがわかり、救貧法の必要性を感じると述べた。また、反対意見が強く、商人やファーマーが法案に反対しているとはいえ、貧民の声は参考にはされていないと述べた。また、アイルランドは貧しすぎて救貧法を実施することができないという意見に対して、クレメンツ卿はそれを否定し、救貧法によって貧民の状態が向上すれば、それは地主の利益にもなると主張した。とはいえ、彼は、救貧法案に定住法がないことや、5ポンド条項が存在することには反対すると述べている²¹⁴⁾。

W・ロウチは、法案は十分に審議されてきたので、実際に施行すべきだと法案への賛成

210) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 684-9 (30 Apr. 1838).

211) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 690-3 (30 Apr. 1838).

212) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 694 (30 Apr. 1838).

213) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 696-8 (30 Apr. 1838).

214) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 702-3 (30 Apr. 1838).

を表明した。彼は、イングランドの繁栄は救貧法があったからであり、救貧法はアイルランドの状態の改善のための第一歩になると主張した²¹⁵⁾。

ポーレット＝トムスンは、法案への批判（教区連合の規模が大きすぎること、5ポンド未満のテナントが救貧税を免除されること、定住法を導入しないこと）への反論を述べている。教区連合の規模については、それが適切に機能するかどうかは、運営にじっさいに携わる人びとに依存し、規模の大きさとは無関係だと主張した。5ポンド未満のテナントの条項については、彼らに救貧税を課すと保護委員の選挙区を拡大しなければならず、問題が多いと述べた。そして定住法の導入については、これを導入するとイングランド救貧法のように救済にかんして訴訟がおきると述べた。いずれにせよポーレット＝トムスンはアイルランドの困窮は均一の救済システムで解決されると主張し、救貧法の導入を訴えた²¹⁶⁾。

スタンリ卿は、法案にさまざまな不明な点があるとはいえ、上院に法案を送付することを止めるることは賢明ではないという理由から、賛成票を投じるとみずからの態度を表明した。だが、彼は今後明らかにすべき点として、誰が救貧税を支払うのか、誰が救済されるのか、救貧院がいくつ設立されるのか、ということをあげた。救済人数については議会では算定するデータが与えられていないと不満を表している。というのも、ニコルズはアイルランドの全人口の1パーセントに当たる8万人が救済される人数だと算定したいっぽう、貧民調査委員会はその人数を200万人から300万人としているからだった。スタンリ卿はニコルズの人数は低く見積もられすぎていると主張した。というのも、彼によればニコルズは救済人数を、イングランドの経験から人口の1パーセントと推定しているが、イングランドでは院内救済と院外救済の割合が1対8であり、院外救済を含めれば、1パーセントではおさまらないからだった²¹⁷⁾。

スタンリ卿が意見を述べた後、法案の第三読会通過をめぐって採決がとられ、法案は賛成234票、反対59票で可決され、上院に送られることになった。

表5は、第三読会において法案の通過に反対した議員のリストである。59名の反対者うち、35名がアイルランド選出の議員だった²¹⁸⁾。法案が可決された後、法案に反対していたオコンネルとカースレイ卿が意見を述べた。オコンネルは救貧法はアイルランドの利害を損ねると改めて反対意見を述べ、この法律によって損害を受けるプロテスタントのフ

215) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 705-7 (30 Apr. 1838).

216) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 708-12 (30 Apr. 1838).

217) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 712-5 (30 Apr. 1838).

218) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 715-7 (30 Apr. 1838).

表5 第二次法案の下院における第三読会をめぐる採決の反対者

アチスン子爵*	F・ホジスン
アデア子爵	W・B・ヒューズ
R・アーチボルド*	R・ハタン*
J・ペイリJun.	T・ジョウンズ*
W・ブラバーン卿*	H・ケムブル
R・D・ブラウン*	P・カーク*
J・Y・ブラ卿	A・M・ロックハート
M・L・C・チャップマン卿*	ラウザ大佐
A・H・コウル*	T・マッケンジー
コウル子爵*	マクナマラ少佐*
E・コノリ*	メンル大尉*
C・H・クート卿*	ミルトン子爵
H・コリ*	R・ネイグル*
S・H・デ=ホースイ	C・オブライエン*
T・ダッフィールド	D・オコンネル*
G・ダンバー	M・オコンネル*
A・ダンカム	J・B・R・オニール*
G・エヴァンス*	パーシヴァル大佐*
R・A・ファーガスン卿*	G・J・パーシヴァル
F・フィンチ	G・プリム
フィツギボン大佐*	D・ロウチ*
N・フィツシモン*	E・B・ロウチ*
F・フレンチ*	R・スカーレット
O・J・R・ゴア	J・E・テナント
グランビイ伯爵	F・トレーナ卿
H・グラタン*	ヴァーナ大佐*
E・H・グリムストン	J・ウォルシュ
E・ヘイズ卿*	H・R・ウェスタンラ*
R・ヘロン卿	L・ホワイト*
ヒルズバラ伯爵*	合計 59名

注) *はアイルランド選出議員

出典) *Hansard 3, Commons, vol. 42, 715-7; B. M. McGrath, Introduction, pp. 224-5*より作成。

アーマーはカトリックの農民とともにアイルランド独自の議会の復活を要求するだろうと述べた。カースレイ卿は、法案はその詳細を十分に知らないイングランドの議員が可決したものであり、このことは北アイルランドのプロテスタントとイングランドの結びつきを弱めることになると述べた。こうした批判に対して、ラッセル卿は次のように答えた。第

三読会において法案は、その細部を熟慮しないイングランドの議員たちによって可決されたのでは決してない。第一次法案は昨年上程されたさいに、委員会でもその途中まで審議されるなど十分議論されており、アイルランドにもその様子が知らされていた。第一次法案は、第二読会において大多数のアイルランドの議員によって賛成されており、イングランドの議員の賛成だけで可決されたのではない。委員会で長時間にわたって審議されたイングランド新救貧法を除けば、この法案ほど十分に審議されたものはない²¹⁹⁾。

8. 第二次法案の上院における第一読会および第二読会

第二次法案が第三読会を通過した翌日の1838年5月1日、法案は上院の第一読会にかけられた。ところで、上院議員423名のうち、105名が土地所有を通じてアイルランドに利害をもっており²²⁰⁾、彼らが救貧税という新たな課税に反対することが予想された。だが、上院におけるトーリの指導者ウェリントン（Wellington）公爵が法案に賛成したため、法案は成立していくのである。とはいえ、ウェリントン公爵は下院を通過した法案への修正を要求した。最終的にはこの修正が認められるのだが、これは法案の作成者であったニコルズとの協議のことだった。ニコルズは法案の下院通過後、度々ウェリントン公爵と面会した。ニコルズの伝記には、彼が5月6日、9日、10日、11日、13日、14日、15日、16日、19日、25日、26日、27日、28日と「主要な政治家たち」と面会していたことが記録されている²²¹⁾。

話を上院の審議に戻そう。5月1日、メルバーン（Melbourne）子爵が法案の第一読会の審議を提案し、さらに5月11日には第二読会を開催することを提案した²²²⁾。この提案に対して、第二読会の開催日を遅らせることや、法案への反対意見が述べられた。クランリカド（Clanricarde）侯爵は、救貧法は地主への負担という点で十分の一税法と関連しており、十分の一税法案が下院に上程されその内容が明らかになるまで、救貧法案を審議するべきではないと述べた。ウェリントン公爵は、メルバーン子爵が5月11日に第二読会を開催するという提案に対して、十分な時間を取るべきだと述べ、5月14日か15日に延期することを提案した。リンドハースト（Lyndhurst）卿は、この法案の審議に参加すべきブ

219) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 717-9 (30 Apr. 1838).

220) D. Large, 'The House of Lords and Ireland in the Age of Peel, 1832-50', *Irish Historical Studies*, vol. ix, no. 36, September 1955, pp. 367-99.

221) G. Nicholls, *A History of the English Poor Law*, vol. 1, 1904, Westminster, reprinted 1967, p. xlvi.

222) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 722 (1 May 1838).

ルーアム（Brougham）卿が10日まで大陸から戻らないことを告げ、11日に第二読会を開催することを暗に批判した。法案への反対意見を述べたのは、リムリック（Limerick）伯爵、ロンドンデリ侯爵、グレンゴール（Glengall）伯爵だった。リムリック伯爵は、リムリック州の大陪審から法案への反対請願が提出されており、他の州の大陪審も法案に反対していると述べた。さらに彼は、救貧法は害をもたらし、イングランドとアイルランドの分離を促進させることになると述べた。ロンドンデリ侯爵は北アイルランドにおける反対請願の多さを明らかにし、グレンゴール伯爵は、アイルランド南部でも北と同様に反対意見が強いと述べた。こうしたやり取りの結果、メルバーン子爵は、第二読会の開催を遅らせることには同意し、第二読会は5月14日に開催されることになった²²³⁾。

ところで、第一読会が終了して数日経った5月4日に、法案にかんするいくつかの請願が上院に提出された。ウィクロウ（Wicklow）伯爵は、ウィクロウ州の州長官（high sheriff）が開催した集会において承認された、法案への反対請願を提出した。この請願は、救貧院システムや救貧法委員の権限の強さに反対を表明していた。ウィクロウ伯爵はこうした請願を出したものの、法案に代替する救貧法案をみずからはもっていないので、法案に賛成すると述べた。いっぽう、ランズダウン（Landsdowne）侯爵が出した請願は、法案に賛成するという、キングズ・カウンティとウェストミース州の大陪審からのものだった。また、クランリカド侯爵とロンドンデリ侯爵は法案への反対意見を述べている²²⁴⁾。

法案の第二読会が開催されたのは、当初予定された5月14日ではなく21日だった。フィツジエラルド（Fitzgerald）卿が、第二読会において法案を通過させ、修正は委員会審議でおこなうほうが良いという意見を述べた後で、メルバーン子爵が法案の説明をおこなった²²⁵⁾。メルバーン子爵は、イングランド救貧法を改正したさいにアイルランドに救貧法を導入する必要を感じたと述べ、アイルランド救貧法はイングランド新救貧法にもとづいているが、両者には以下の違いがあると説明した。第一に、救貧法委員は保護委員の同意なしに教区連合を設立したり解散できるなど、イングランドの場合よりも救貧法委員の権限が強い。第二に、保護委員の選出について、アイルランド救貧法では聖職者は保護委員になる資格をもたず、職権上の委員としての治安判事は、全体の3分の1を超えないとした。そしてメルバーン子爵は上院において審議すべき点として、救済方法や、救貧税の評価方法、定住法、第41条の関連において困窮者の救済を保護委員の裁量に委ねるか、などをあげた。だが、彼はこれらの問題は委員会で審議すべき事項であり、第二読会ではア

223) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 722-5 (1 May 1838).

224) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 897-8 (4 May 1838).

225) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 1-15 (21 May 1838).

イルランド人貧民を法によって救済するという原則について審議するべきだと主張した。

メルバーン子爵が説明した救貧法の原則とは、貧困は個人の怠惰の結果ではなく、国家が是正すべきものであるということだった。そして救貧法の導入によってアイルランドの秩序が回復されるという。アイルランドの秩序は強力な警察制度だけでは不十分であり、和解やキリスト教徒の愛、慈善にもとづく救貧法が重要だと述べた。さらに、救貧法によって土地獲得競争が緩和されるだけでなく、地主がテナントに関心をもつようになると主張した。続いてメルバーン子爵は法案への反対論に応じた。まず、アイルランドには救貧法を施行できる人材がいないということについては、アイルランド人は法に十分に適応できると述べた。また、救貧法は慈善を衰えさせるという批判については、無差別の慈善こそが問題であると指摘した。最後に、メルバーン子爵は、救貧院システムこそが貧民救済の最善の手段であり、このシステムは人びとの気力や努力、活力を麻痺させることにはならないと主張した。さらに、貧民は救貧院に収容されることによって自由を奪われるのだから、彼らはすすんで救貧院に入ろうとはせず、救貧院が貧民で溢れかえることはないだろうと述べた。

第二読会で意見を述べた議員を発言順にあげると、フィツウィリアム（Fitzwilliam）伯爵、ウェリントン公爵、ロンドンデリ侯爵、リンドハースト卿、ラドナ（Radnor）伯爵、クランリカド侯爵、リムリック伯爵、デヴォンシャ（Devonshire）伯爵、ハザトン（Hatherton）卿、ブルーアム卿、ランズダウン公爵、ウェストミース（Westmeath）侯爵の計12名だった。このうち法案が第二読会を通過することに反対意見を述べたのは、ロンドンデリ侯爵、クランリカド侯爵、リムリック伯爵、ブルーアム卿、ウェストミース侯爵だった。彼らの反対理由をまとめると以下のようになる。

第一に、アイルランドの貧困の原因は雇用不足にあり、救貧法では貧困を解決できない。クランリカド侯爵は、救貧院に8万人や10万人を収容しても物乞いは減らず、貧困は解決できないと主張した。ブルーアム卿もまた救貧法を導入するよりも十分の一税の問題を解決するなどアイルランドに資本を流入させ、雇用を増やすべきだと述べた。また、ウェストミース侯爵は、救貧法を導入しても財産への犯罪を防止することはできないと述べた。彼の説明によれば、1837年の調査ではアイルランドにおいて「治安を乱した犯罪（offences against the public peace）」が4685件であるのに対して、財産への犯罪はその半分程度の2444件であり、救貧法を導入しても財産への犯罪を減らすことにはならなかった²²⁶⁾。

第二に、労働可能者を救済することに異議が唱えられた。ブルーアム卿は病人や虚弱者

226) *Hansard 3, Lords, vol. 43, 62-3, 67 (21 May 1838).*

の貧民を救済することには賛成するが、労働可能者は救貧院以外の手段で救済すべきだと主張した²²⁷⁾。

第三に、救貧院システムによる救済は、院外救済よりも費用がかかるということだった。ロンドンデリ侯爵はシャーマン＝クロフォードの主張や、「クレリカス (Clericus)」という署名の入ったパンフレットを引用し、院内救済は院外救済よりも2倍の費用がかかるなどと説明した²²⁸⁾。

第四に、救貧法をアイルランドに導入してもアイルランド人労働者のイングランドへの流入を抑制できない。ロンドンデリ侯爵は、アイルランド人労働者の賃金とイングランド人労働者の賃金が同じにならないかぎり、こうした流れを止めることはできないと述べた²²⁹⁾。

第五に、救済人数が過小評価されていると批判された。法案は救済人数を8万人としているが、ロンドンデリ侯爵はそれを75万以上と算定した。彼は貧民調査員会の委員補佐だったマカラ (M'Cullagh) が著したパンフレットを参照しながら、ニコルズは救済人数を全人口100人に対して1人としているが、マカラは4人に1人だとしていると紹介した。また、クランリカド侯爵によれば、1837年にニコルズが第二次調査をおこなった時期は、アイルランド人労働者がイングランドからの出稼ぎから帰国し、彼らが豊かである時期と重なっていたので、その調査は実態を反映していないという。さらに彼は、ニコルズがスタンリー (Stanley) の信頼のおけない調査を引用し、救済人数を大幅に過小評価していると述べた²³⁰⁾。

第六に、5ポンドを超えないrentを支払うテナントが救貧税を免除されると、地主はこうしたテナントを追放するか、地代をひきあげる。ロンドンデリ侯爵は救貧法導入にともなう弊害として、このことを説明した²³¹⁾。

第七に、救貧税がアイルランドの富を生み出す資本を減少させる。ロンドンデリ侯爵は、シャーマン＝クロフォードやクレリカスの主張にもとづいて、50万ポンドと算定された救貧税が資本を減少させると主張した²³²⁾。

第八に、地主は救貧税の負担に耐えられない。ウェストミース侯爵は、アイルランドの地主としてのみずからの立場を意見に反映させ、救貧法は地主にとって破滅的なので、法

227) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 49 (21 May 1838).

228) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 25 (21 May 1838).

229) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 25 (21 May 1838).

230) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 25, 42 (21 May 1838).

231) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 27 (21 May 1838).

232) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 27 (21 May 1838).

を施行する前に地主とテナントの関係を調査したり、地主を保護する政策を導入すべきだと主張した²³³⁾。

次に法案が第二読会を通過することに賛成した議員の発言をみてみよう。賛成理由をまとめると、以下のようになる。第一に、救貧法はアイルランドの貧困の程度を緩和できる。ランズダウン公爵は、少数の人間でも救済すれば、土地にかんする競争を弱めることができると指摘した。また彼は、救貧法は飢饉を防ぐことができると述べた。というのも、人びとが主食としているジャガイモは度々不作に陥るので、アイルランドでは飢饉が容易に発生してしまうからだった²³⁴⁾。

第二に、救貧法はアイルランドの社会関係を改善する。ウェリントン公爵は地主が所領經營に関心をもつようになり、テナントの状態にも注意を払うようになると述べた²³⁵⁾。

第三に、救貧法の導入によってアイルランドでは雇用が増加する。デヴォンシャ伯爵は、人びとは働かない貧民を養うよりも彼らに雇用を与えたほうが良いと考え、雇用を生み出そうとすると主張した²³⁶⁾。

第四に、救貧法はアイルランドにおいてイングランドにおけるよりも効果的なテストになる。ハザトン卿は、マンチェスターの救貧院長（master）が、アイルランド人はイングランド人よりも救貧院に入りたがらないと述べたことを紹介している²³⁷⁾。

第五に、教区連合の設立によって、アイルランドでは今まで成立していなかった地方行政組織（local authorities）が成立するようになる。これはハザトン卿の意見だった²³⁸⁾。

法案の第二読会通過に賛成票を投じることを明らかにした議員たちのなかには、法案を全面的に支持したのではなく、法案の問題点を指摘し、委員会審議において修正すべきだと主張した者がいた。例えば、リンドハースト卿は、法案の第二読会の通過には賛成するが、委員会審議で修正が施されなければ第三読会では反対すると述べている²³⁹⁾。そこでこれらの指摘された問題点を（a）救貧院システム、（b）北アイルランド、（c）定住法、（d）院外救済、（e）移民・公共事業、（f）救済すべき人数、（g）救貧税、（h）物乞いの禁止、

233) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 67 (21 May 1838).

234) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 65-6 (21 May 1838).

235) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 22 (21 May 1838).

236) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 45 (21 May 1838).

237) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 46 (21 May 1838).

238) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 46 (21 May 1838).

239) ラドナ伯爵は、リンドハースト卿が法案の原則のみならず、その細部にも反対しているにもかかわらず、法案の第二読会の通過に賛成していることに驚きを表すると述べている（*Hansard 3, Lords*, vol. 43, 40 (21 May 1838)).

(i) 救貧法委員会の構成とその権限、という項目別にみてみよう。

(a) 救貧院システム

デヴォンシャ伯爵は、イングランドとは異なるアイルランドでは救済すべき貧民とそうでない貧民を区別するなんらかの手段を必要とすると主張した。フィツウィリアム伯爵は、イングランドとアイルランドでは事情が異なるので、イングランドと同じシステムをアイルランドに導入することの誤りを説いた。とくにアイルランドの保護委員はイングランドの保護委員と同様な救貧法の運営をおこなえないのではないかと述べている²⁴⁰⁾。

(b) 北アイルランド

フィツウィリアム伯爵は、ニコルズが6週間の調査を二回おこなっただけで、有益な情報をもっている人びとが居住するベルファストで彼らの意見を聞いていない点を批判した²⁴¹⁾。

(c) 定住法

ハザトン卿が定住法を導入することを要求したいっぽう、ウェリントン公爵は、定住法は救貧費用と救貧税を増大させると述べ、定住法の導入には反対した。だが、ウェリントン公爵は、各教区が救貧費用を支払うことによって費用を可能なかぎり抑制すべきだと主張した²⁴²⁾。

(d) 院外救済

フィツウィリアム伯爵は、院外救済を認めない救貧法によって、救貧院への収容を拒絶された貧民をどうやって救済するのか、という疑問を出した。リンドハースト卿は、院外救済をおこなうべきだと主張している²⁴³⁾。

(e) 移民・公共事業

リンドハースト卿はアイルランドの貧困の原因をアイルランド人の怠惰な性格ではなく、雇用不足に求めるべきだと述べた。したがって、雇用を創出しない救貧法では貧民を救済できないと主張した。デヴォンシャ伯爵やランズダウン公爵は、政府はアイルランドで雇用を創出するために、救貧法の導入と並行して移民や公共事業をおこなうべきだという注文を付けた²⁴⁴⁾。

(f) 救済すべき人数

リンドハースト卿はニコルズの算定した救済人数に疑いの目を向けた。すなわち、ニコ

240) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 16, 44 (21 May 1838).

241) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 17 (21 May 1838).

242) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 23, 47 (21 May 1838).

243) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 17-8, 35 (21 May 1838).

244) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 35, 45 (21 May 1838).

ルズは救済人数を8万人と見積もっているが、この数字は、イングランドの4つの州では救貧院で救済されている人数が全人口の1パーセントであるという事実から推定されると、リンドハースト卿は述べた。そして、これらの州では院外救済がおこなわれているので、これを加えるとアイルランドにおける貧民救済の人数は56万人に増加することが説明された²⁴⁵⁾。

(g) 救貧税

ラドナ伯爵はアイルランドでは現在、貧民救済に費やされる経費が150万ポンドであり、それが富裕者ではなく貧困者によって賄われている事実を指摘した。フィツウィリアム伯爵は、5ポンド未満のレントを支払うテナントは救貧税が免除されることについて意見を述べ、この条件では救貧税を支払わないように土地を細分化し、土地経営に悪影響が出ることになると説明した。そこで彼は、地主が救貧税を支払い、救貧税を納める財産価値の基準を引き上げるべきだと提案した²⁴⁶⁾。

(h) 物乞いの禁止

ウェーリントン公爵とハザトン卿は物乞いを禁止すべきだと主張した²⁴⁷⁾。

(i) 救貧法委員会の構成とその権限

リンドハースト卿は、保護委員の任命や教区連合の設立などにかんする、救貧法委員の権限を弱めるべきだとした。そのいっぽう、ランズダウン公爵は、救貧法委員の権限の強さについて、議会がその時々に応じて修正を加えたり、コントロールすれば問題はないと述べた²⁴⁸⁾。

法案の第二読会の通過をめぐって採決がとられた。採決の結果、法案は賛成149票、反

表6 第二次法案の上院における第二読会をめぐる採決の反対者

アルヴァンリイ	ハードウイク
ボウファット	リムリック
ベルモア	ロンドンデリ
ボストン	ロートン
ブルーアム	ロウデン
コールデン	シェフィールド
チャールヴィル	ストラッドブロウク
クランリカド	スタナップ
クロンブロック	テナム
グレンゴール	ウェストミース
	合計 20名

出典) *Hansard 3, Lords* vol. 43, pp. 70-1より作成.

245) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 36 (21 May 1838).

246) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 18-9, 40 (21 May 1838).

247) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 23, 47 (21 May 1838).

248) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 32-3, 65 (21 May 1838).

対20票の圧倒的多数で第二読会を通過した。表6はこの採決において反対票を投じた議員のリストである。

9. 第二次法案の上院における委員会審議

法案の委員会審議が1838年5月28日にはじまった。だが、審議がはじまる前に、ロウドン（Roden）伯爵は委員会審議の延期を提案した。彼は、法案がアイルランドのあらゆる階級に不評であると述べるとともに、法案への反対請願は、法案が救貧法委員に専制的な権力を与え、アイルランドのジェントリの半数の財産に破滅的となる救貧税を設定していることを批判していると紹介した。また、彼は年間5000ポンドの地代の所領でさまざまな経費を差し引いた後では、500ポンドしか手元に残らない地主の例をあげ、こうした地主に救貧税を支払わせる不公正を非難した²⁴⁹⁾。

このロウドン伯爵の提案に賛成したのは、スタナップ（Stanhope）伯爵とクラリンカド侯爵だった。スタナップ伯爵は、委員会審議の延期というロウドン伯爵の提案を支持した。彼は、法案の救貧政策は非キリスト教的で、非人間的だと批判し、法の施行によって地主の所領は没収とまでいかなくとも、分割されると述べた。だが、何らかの救貧法の必要性は彼自身も認めていた。彼の主張する救貧法とは、地主の利益に配慮したものであり、救済を労働できない貧民に限定するというものだった。また、救貧税は財産の占有者や所有者ではなく、ミドルマンに課すべきだと主張した。そして労働可能な貧民は公共事業によって救済すべきだとも述べている。委員会審議ではこうした修正を加えることが望めないので、スタナップ伯爵は審議の延期に賛成した²⁵⁰⁾。クラリンカド侯爵は、アイルランドの地主やジェントリは上院が法案を破棄するか、著しく修正することを強く確信しており、なかには貧しいテナントが追放されている事実があると述べた。彼はロウドン伯爵の提案を支持したのだった²⁵¹⁾。

次に、委員会審議を延期するというロウドン伯爵の提案に反対した議員の発言をみてみよう。ワインチェルシ（Winchelsea）伯爵は提案に反対したとはいえ、法案に全面的に賛成してはおらず、委員会審議では法案に修正を加えるよう主張した。彼は法案のいくつかの条項には反対したが、とくに救貧法委員の権限の強さに反対した。また、イングランドでは「規模の大きな在地ジェントリ（a large resident gentry）」が救貧法の施行を監視するが、アイルランドではそうしたジェントリがいないので、救貧法の誤りを防止するこ

249) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 352-3 (28 May 1838).

250) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 355-8 (28 May 1838).

251) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 360 (28 May 1838).

とができないと彼は述べた。このようにイングランドとアイルランドでは事情が異なり、イングランドの法をそのままアイルランドには適用できないので、アイルランドの救貧法は救済の対象を困窮した病気の貧民に限定すべきだと訴えた。この点を委員会審議で修正するよう訴えたのだった²⁵²⁾。

ウィクロウ伯爵もまた委員会審議の延期には反対した。彼は、救貧税の支払いに苦労するだろう地主を知ってはいるが、それはやむをえないことだと述べた。彼は救貧法委員の権限が強いことは認めたものの、法律を施行する者には権限を与えなければならないと述べている。また、法案では被救済権を認めていないので、救済は無制限にはおこなわれず、経済的におこなわれると主張した。だが、彼は法案に全面的に賛成していたのではなかった。法案では救貧税は財産の占有者と所有者で折半されることになっていたが、救貧税納付者が保護委員になることに利害を見出させるためには、イングランド救貧法のように占有者が救貧税をすべて支払うようにすることを主張した。そこで彼は十分の一税を所有者がすべて支払い、救貧税は占有者が支払うという考えを明らかにした²⁵³⁾。

フィツジェラルド卿は、委員会審議を延期するよりも、委員会審議で法案に修正を加えるほうがはるかに良いとして、ロウドン伯爵の提案に反対した²⁵⁴⁾。マクルズフィールド（Macclesfield）伯爵は法案の第二読会通過には賛成したが、議論を聞いているうちに、法案には賛成できなくなったので、今後おこなわれる採決には棄権するとみずから決断を明らかにした。なぜ法案に賛成できなくなったのかというと、救貧法が存在していなかったアイルランドのような国に、救貧法を導入するには相当の注意を要するとともに、救貧法の導入はかえって貧困を増大させるのではないか、と考えるようになったからだった²⁵⁵⁾。

ウェリントン公爵は、法案は先の会期で審議され、現在の会期でも4ヶ月審議されるとともに、下院を近年みられないほどの圧倒的多数で通過している事実を指摘し、法案を委員会で審議すべきだと主張した。彼は、法案を委員会審議に付託したくない者は、アイルランド人貧民の救済にかんする法案を現在の会期において上程すべきだと、彼らを牽制した。そしてスタナップ伯爵はこうした法案をすでに明らかにしているので、それを上程できるであろうとウェリントン公爵は主張した。こうしてウェリントン公爵は法案の委員会への付託を強く主張したものの、法案には修正すべき点があることも合わせて述べている²⁵⁶⁾。法案の提出を促されたスタナップ伯爵は、公的資金を使用するような救貧法案を

252) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 353-4 (28 May 1838).

253) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 354-5 (28 May 1838).

254) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 358 (28 May 1838).

255) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 358 (28 May 1838).

256) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 358-60 (28 May 1838).

提出する意図はないと答えた²⁵⁷⁾。

ワインフォード（Wynford）卿は、法案の委員会への付託を主張したが、委員会において以下の点を修正するよう要求した。第一に、イングランドの救貧法委員会がアイルランドの保護委員会の活動を規制すべきではない。第二に、院外救済は院内救済よりも安上がりなので、認めるべきである。第三に、アイルランドには200万人の貧民が存在するのに、法案では8万人の救済しか計画されていない。第四に、抵当に入れられた財産に対して救貧税を免除することは適切ではない²⁵⁸⁾。

再びクランリカド侯爵が意見を述べたが、彼は委員会審議を延期すべきだという意見を撤回し、それに代わって救済を労働が不可能な貧民に限定すべきだという修正を委員会審議で採択すべきだという提案をおこなった。すると、ロウドン伯爵はみずからの提案を撤回した。また、クランリカド侯爵の提案が委員会で審議されることになったので、ようやく委員会審議がはじまるうことになった²⁵⁹⁾。それでは、条項ごとにどのような議論がおこなわれたのかをみていく。

(1) 前文

フィツウィリアム伯爵が前文の修正を提案した。法案の前文では、アイルランドに救貧法を導入する理由が明確ではなく、アイルランドの困窮した貧民に、より効果的な救済を与えることが適当であるかが述べられていないと、彼は指摘した。彼は前文で救貧法導入の理由をより明確にすべきだと提案したのだった。委員会はこの提案を考慮し、前文の審議を先送りすることにした²⁶⁰⁾。

(2) 第1条

第1条は救貧法委員にかんする条項である。ウィクロウ伯爵が、救貧法委員会は法の施行から5年で解散されることについて、アイルランドの救貧法を救貧法委員会の管理下に置くことができるかどうか、について尋ねた。これに対してメルバーン子爵は、救貧法委員会が存続することを保証した。フィツウィリアム伯爵は、救貧法の最終的な権限はアイルランドではなく、イングランドがもつべきだと主張し、法案にある「救貧法委員」を「イングランドおよびウェールズの救貧法委員」と書き換える修正案を提出了した。さらに、彼

257) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 360 (28 May 1838). ウエリントン公爵が法案が下院において圧倒的多数で通過したことについて、ロンドンデリ伯爵は下院において法案に賛成した議員のリストを読み上げはじめた。マンスフィールド伯爵が下院の議事について上院が取り扱うべきでないと主張したので、ロンドンデリ侯爵はリストを読み上げることを中止した。

258) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 360-1 (28 May 1838).

259) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 361 (28 May 1838).

260) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 361-2 (28 May 1838).

は、救貧院内の救済を規定する第41条を最初に審議すること、「ワークハウス（救貧院）」を「アームズハウス（almshouse）」という文言に修正すること、第3条や第6条、第15条、第17条から「困窮」という文言を削除するという修正案も合わせて提出した。

フィツジェラルド卿がアームハウスではなく、「プーアハウス（poor house）」のほうが良いというと、フィツウィリアム伯爵はそれに同意した。彼の先にあげた修正案のうち、議論されたのは、第41条についての提案で、賛成意見を表明したのは、リンドハースト卿、クランリカド侯爵、ランズダウン侯爵、フィツジェラルド卿であり、反対意見を表明したのはスタナップ伯爵だけだった。提案について採決がとられ、賛成101票、反対4票で、フィツウィリアム伯爵の提案が受け入れられ、第1条の審議は先送りされ、第41条が最初に審議されることになった²⁶¹⁾。

（3）第41条

フィツウィリアム伯爵は、法案はイングランドの利益のために作成されたものであるため、アイルランド人に恩恵を与えず、アイルランド社会状況にも合致しないと法案を批判し、第41条にかんする修正を提案した。彼は、「ワークハウス」を「プーアハウス」、「困窮した貧民（destitute poor）」を「貧民（poor）」に置き換える文言の修正を提案した。さらに彼は、保護委員が救貧院内で救済する対象を、身体障害者や60歳を超えた男性、50歳を超えた女性、12歳未満の孤児に限定するように修正案を提出した。そしてこれに合わせて、彼はこのように救貧院での救済の対象を限定することによって、院外救済を認めるよう提案した。フィツウィリアム伯爵が救済対象を限定することを主張した理由は、法案はアイルランド人貧民に被救済権を与えてはいないが、「救済要求を否定できない権利（an irresistible claim to relief）」を与えており、救済が無制限におこなわれることを危惧したからだった。また、彼は救貧税は地主がすべて負担すべきだという、みずからの意見も表明している²⁶²⁾。こうしたフィツウィリアム伯爵の提案は、救貧院における救済対象を限定し、院外救済も認めるという、イングランド新救貧法の原則に反し、アイルランド救貧法の性格を変えてしまうものだった。したがって、上院の委員会審議のなかでもっとも活発な議論をひきおこし、この第41条をめぐる審議は5月28日と31日の二日間にわたっておこなわれた。

このフィツウィリアム伯爵の修正案をめぐって意見を述べた議員を発言順に列挙すると、ウインフォード卿、フィツジェラルド卿、メルバーン子爵、ブルーアム卿、カニンガ

261) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 362-4 (28 May 1838).

262) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 364-6 (28 May 1838), 491 (31 May 1838).

ム (Conyngham) 侯爵, フィンゴール伯爵, ポートマン (Portman) 卿, クランリカド侯爵, ウエリントン公爵, チチスター (Chichester) 伯爵, 大法官, ハディングトン (Haddington) 伯爵, カーベリ (Carbery) 卿, アバディーン (Aberdeen) 伯爵, クロンカリ (Cloncurry) 卿, ラドナ伯爵, グレンゴール伯爵, ランズダウン侯爵, ロンドンデリ侯爵, マルグレイヴ (Mulgrave) 伯爵の20名となる。まず、修正案に賛成した議員の意見をみてみよう。修正案に賛成した議員は8名であり、それはフィツジェラルド卿、ブルーアム卿、フィンゴール伯爵、クランリカド侯爵、チチスター伯爵、ハディングトン伯爵、カーベリ卿、グレンゴール伯爵だった。またロンドンデリ侯爵は救貧法を実施すること自体への反対意見を述べている。それでは彼らが修正案に賛成した理由を検討してみよう。

フィツジェラルド卿はフィツウイリアム伯爵の修正案に賛成し、救済を限定した救貧法を実験的にアイルランドに導入すべきだと主張した。彼は法案を以下の点から批判した。第一に、救貧法委員が巨大な権限をもっている。第二に、貧民の救済に重要な役割を果たす移民にかんして1シリングの課税以外の条項が存在しない。第三に、公共事業の条項がない。第四に、アイルランドでは多数の病人が「医療による救済」によって病院外で救済されているにもかかわらず、法案には彼らを救済する手段が存在しない。第五に、法案は8万人の貧民しか救済を想定しておらず、それを超える多数の貧民が救済されないので、彼らが不満を募らせ治安を脅かす。第六に、イングランドでは地主の協力によって救貧法が成功しているが、アイルランドでは地主が反対しているので成功が期待できない²⁶³⁾。

ブルーアム卿は、救貧院における救済対象を限定しようとするフィツウイリアム伯爵の修正案に賛成した。だが、彼は、救済対象を「老齢や身体の障害などで自活できない貧民」というより簡略化した文言にすべきだと提案している。ブルーアム卿は労働可能者を救済すべきでないという理由から修正案に賛成し、労働可能者の救済を救貧院に限定したとしてもアイルランドの状況では、院外救済への道を開くことになると主張した。また、彼はアイルランド人貧民を救済するには、救貧法ではなく雇用を創出することだと述べた。アイルランドではファーマーが村に赴き労働者を求めるに、日当3ペニスを超えない賃金で働く労働者に囲まれると、アイルランドの雇用不足の状況を説明した。ブルーアム卿は1834年のイングランド新救貧法の成立には賛成したが、それは旧救貧法が誤用されているからであって、新救貧法はイングランドで機能してはいないと述べた。こうした救貧法をアイルランドに導入すべきではないと主張した。その代わりに、救貧法の実施に関心をもっている者が運営し、救済対象を限定しているスコットランド救貧法をアイルランドに導

263) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 366-9 (28 May 1838).

入すべきだと訴えた²⁶⁴⁾。

フィンゴール伯爵は、「ワークハウス」という文言の代わりに「プーアハウス」に置き換えるべきだとして、修正案に賛成の意見を述べたが、救貧法委員の権限の強さには賛同していることを表明した²⁶⁵⁾。

クランリカド侯爵は、救済対象を虚弱者や病人などに限定することから救貧法を施行すべきだと述べた。彼が危惧していたのは、救貧費が膨大になることだった。ニコルズは救貧院の年間経費を28万ポンドと算定しているが、イングランドでは118万ポンドが支出されていることを考慮すると、アイルランドでは300万ポンドに達すると主張した。法案では救貧法委員が救貧税の課税にかんして巨大な権限を有しているので、救貧税の納付者に巨大な経費が重くのしかかるのではないか、と危惧を表明した。また、定住法が導入されていないことにかんして、救済を適切におこなっている地区の地主やテナントが、そうでない地区の負担を負わねばならないので、定住法を導入すべきだと主張した²⁶⁶⁾。

チチスタ伯爵は、労働可能者を救済するならば、物乞いを抑圧するための規制が必要だと主張した。また、救貧院システムについては、イングランドの救貧院をみるかぎり、アイルランドでは機能しないと述べた²⁶⁷⁾。

ハディングトン伯爵は、イングランド新救貧法をアイルランドに導入することは不可能であるとして次のように述べた。イングランドでは生計を立てる手段が豊富にあり、資本も潤沢なので、労働者は働くとも教区の救済に頼ることができ、勤勉な労働者の代わりに「自発的貧民 (voluntary papers)」になる。だが、アイルランドではこうした条件を欠いている。法案では救済人数を8万人と算定しているが、アイルランド人は救貧院に収容されることを嫌がらず、救済すべき人数は算定をはるかに超えることになり、救貧費はアイルランドを滅ぼすことになる。また、ハディングトン伯爵はスコットランドのように公共事業で人びとを救済するほうが良いとも述べている²⁶⁸⁾。

カーベリ卿は、アイルランドの貧困の原因を、ファーマーが雇える以上に労働者が存在していることに求めている。アイルランドのファーマーは資本をもっていないので、より多くの労働者を雇用できず、イングランドの資本家はアイルランドが平穏でないので、資本を投下しようとはしない。法案のように労働可能者までも救済対象に含めると、その経

264) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 371-5 (28 May 1838).

265) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 473-4 (31 May 1838).

266) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 475-7 (31 May 1838).

267) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 481 (31 May 1838).

268) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 485-7 (31 May 1838).

費は莫大なものとなり、救貧税を負担するミドル・クラスに深刻な影響を与えることになる。彼は救貧法によって農民（peasantry）の状況を改善するよりも、移民させたほうが良いと述べている。とはいえ、彼は救貧法そのものには反対しておらず、救済を限定した救貧法の実施を主張した²⁶⁹⁾。

グレンゴール伯爵は法案への反対意見を述べた。法案はアイルランドの多くの階級に不人気であり、貧民の雇用対策が盛り込まれていないので、貧民は救貧院を嫌ってイングランドに移住してくると述べた²⁷⁰⁾。

次に、修正案への反対意見をみてみよう。ワインフォード卿は、フィツウイリアム伯爵の提案を詳細に批判するよりも、救貧法の導入はアイルランドにとって必要だという一般的な見解を述べた。貧民が救済されなければ、アイルランドには資本が流入せず、繁栄はありえないということだった²⁷¹⁾。

メルバーン子爵は修正案の核心を労働可能者を救済の対象から排除することだと説明したうえで、以下のように修正案を批判した。修正案では盲人や聾啞者を救済の対象に含めているが、彼は、活動的で知性のある盲人や聾啞者を知っており、彼らを救済する必要はないと言った。また、修正案では足の不自由な者を救済対象に含めるが、健常者がそのように装うことによって救済を受ける危険があると指摘した²⁷²⁾。また、救貧法委員の権限の強さにかんして、彼は保護委員を任命する権限を救貧法委員が握っているので、保護委員が適切に救貧法を実施するようになると、救貧法委員の権限の強さを擁護した。そして、メルバーン子爵はスコットランドとアイルランドでは状況が異なるとして、スコットランド救貧法の導入を提唱したブルーアム卿に反論している²⁷³⁾。

カニンガム侯爵は、アイルランドにおいて困窮した人びとを救済するために何らかの措置を探らねばならず、貧民同志が相互に救済しあっているアイルランドの現状を批判した。彼は修正案ではなく、救貧院において失業中の労働可能者も救済するという、現在の法案に賛成を唱えた²⁷⁴⁾。

ポートマン卿は、修正案が可決されたら救貧法自体の性格が一変してしまうと修正案を批判し、イングランドの改善された救貧システムはアイルランドで機能すると述べた。ま

269) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 487-90 (31 May 1838).

270) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 492 (31 May 1838).

271) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 366 (28 May 1838).

272) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 370-1 (28 May 1838).

273) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 499-500 (31 May 1838).

274) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 472-3 (31 May 1838).

た、彼は定住法を導入すべきでないとも付け加えている²⁷⁵⁾。

ウェーリントン公爵は、ワークハウスの代わりにプーアハウスという文言を用いると、救貧法の性格が変わってしまい、アイルランドが必要とするものではなくなってしまうと主張した。彼はスコットランド救貧法はアイルランドには適当でない理由を以下のように述べた。スコットランドでは、老人と虚弱者の貧民が慈善によって運営されるプーアハウスとアームズハウスにおいて救済され、その他の貧民は教会の出入り口で集められる寄付によって救済されている。こうした救貧法が設立された当時のスコットランドは世界でもっとも状態の良い国のひとつで、人口は100万人だった。いっぽう、アイルランドは人口が800万人で多くの困窮者がおり、このようなアイルランドにスコットランド救貧法を導入するには無理がある。ウェーリントン公爵は法案の利点について、貧民を救済するだけでなく、地主が救済の一翼を担うようになり、貧民の状態に关心をもつようになると述べた。このように修正案に反対するウェーリントン公爵ではあったが、法案には修正しなければならない部分があると主張した。それは、5ポンドの土地の所有者が救貧税を免除されているのに、借金などの負担にあえいでいる人びとに救貧税を課すことは問題があるとし、政府は調査すべきだということだった。また、アイルランドの現状では救貧法委員が巨大な権限をもつことは必要だが、救貧院の経費については保護委員の指示のもとで支払いがおこなわれるべきであり、救貧税の徴収は保護委員がおこなうことが必要だと主張した²⁷⁶⁾。

大法官はウェーリントン公爵の発言を支持し、修正案に反対する意見を述べた。修正案のように病人や虚弱者を救済するだけではアイルランドの労働者を救済できないと彼は述べた。というのも、アイルランドの労働者は以下のよう不幸な状態に置かれているからだった。ファーマーは労働者にわずかの土地を貸し与え、労働者はレントをみずからの労働で支払う。労働者はわずかの土地では一年間の生活ができず、家族は2、3ヶ月のあいだ物乞いをして生活をしなければならなかった。こうした労働者を救済するには修正案では不可能だと主張された。また、アイルランド救貧法は、救貧院で救済するというイングランド新救貧法の原則を取り入れているので、イングランド新救貧法はアイルランド救貧法の「実験」となっており、アイルランドでもイングランドと同様に救貧法は機能すると、彼は説明した²⁷⁷⁾。

アバディーン伯爵は政府案に賛成し、修正案については以下の意見を述べた。修

275) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 474-5 (31 May 1838).

276) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 477-81 (31 May 1838).

277) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 481-4 (31 May 1838).

正案では老人や虚弱者をワークハウスではなく、プーアハウスで救済されることになっているが、その建設費は多額になり、老人や虚弱者を大切に扱わねば、彼らはそうした施設に入つてこない。また、彼は、ブルーアム卿が修正案とスコットランド救貧法とは同じであると発言したことを取り上げ、三つの点から異なると疑義をはさんだ。第一に、スコットランドでは人びとは慈善施設から被救済権を認められているが、アイルランドではそうした権利は認められていない。第二に、スコットランドでは救貧税が教区ごとに課せられているのに対し、アイルランドでは救貧税はアイルランド全体に課せられている。第三に、スコットランドでは3年間の居住を条件に法定の居住地が認められているのに対して、アイルランドでは認められていない。こうした違いによって、修正案はスコットランド救貧法とは異なるものだと、アバディーン伯爵は述べた²⁷⁸⁾。

クロンカリ卿は、法案は全体的にみて「アイルランドの最善の友人たち (the best friends of Ireland)」を満足させるものであり、法案への警戒心は根拠がないと述べた。また、彼は救貧税はレントに軽くかかり、じつさいには生産高 (produce) にかかると述べている²⁷⁹⁾。

ラドナ伯爵は法案に賛成し、法案の利点を次のように述べた。救貧法はアイルランドの生産高を増加させ、異なった利害をもつアイルランド人を団結させる。救貧法委員の権限の強さへの反対はあるが、救貧法委員は必要以上の権限をもっていないと法案を擁護した²⁸⁰⁾。

ランズダウン侯爵は、修正案は法案の精神を無効にすると反対した。法案はアイルランドの財産の没収に結びつくような被救済権を認めておらず、法的な問題を生じさせる定住法も導入していない、と法案の利点が説明された。法案はすべての困窮者を救済するのではなく、アイルランドの社会状態に変化をもたらす力を生み出すと主張された。また、彼は、老人と虚弱者に救済を限定することに反対するという、モナハン州の州長官と大陪審が署名した請願を紹介している²⁸¹⁾。

278) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 490-1 (31 May 1838).

279) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 492 (31 May 1838).

280) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 492 (31 May 1838).

281) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 492-3 (31 May 1838). ロンドンデリ侯爵は、モナハン州の請願について上院が注意を払う必要ないと主張した。というのも、彼によれば大陪審を選んだ州長官は不正に任命されているからだった (*Hansard 3, Lords*, vol. 43, 493 (31 May 1838)). マルグレイヴ伯爵は、ロンドンデリ侯爵の発言に対して、モナハン州の州長官の任命は合法であり、この請願を考慮すべきだと反論した (*Hansard 3, Lords*, vol. 43, 493-5 (31 May 1838)).

マルグレイヴ伯爵は、アイルランドにかんする議論には参加しないことを常としているが今回は発言すると述べた。彼は議会における議論は、アイルランドにおける困窮の状態を「帝国議会（Imperial Parliament）」が無関心でいることをもはや許さなくなったと述べた。そして、救貧法がどのような形式で実施されるにせよ、貧民の救済にアイルランドの財産を使わねばならないと主張した²⁸²⁾。

修正案に採決がとられ、第41条に対する修正案は、賛成41票、反対107票で否決された²⁸³⁾。

（4）フィツジェラルド卿の修正案

6月7日、委員会審議がはじまる前に、フィツジェラルド卿がみずからが修正したい箇所を提案した。第一に、救済を限定することと、ワークハウスの代わりにプーアハウスという文言を使用すること。第二に、第1条の後に、孤児や見捨てられた子供を徒弟に出す条項を挿入すること。第三に、「医療による救済」を救貧法の運営者の監督下におくこと。第四に、移民を促進する政策を政府が策定すること。第五に、レントから救貧税を軽減することを無効とする第69条を削除すること。第六に、イングランドとアイルランドのあいだには合同法が成立しているので政府は一体化すべきであり、ダブリンに救貧法委員が居住することを強制すべきでないこと。第七に、5ポンド未満のレントを支払うテナントの救貧税免除を見直すこと。

ウィクロウ伯爵は提案の二つに反対を唱えた。ひとつは、医療による救済を救貧法システムに取り込むことで、病院が救貧院になると反対した。もうひとつは、ダブリンに居住する救貧法委員にかんしてで、彼は二名をダブリンに居住させるべきだと主張した。次に意見を述べたメルバーン子爵は、フィツジェラルド卿の修正案のうち、医療による救済と、5ポンド未満のレントを支払うテナントの救貧税免除については、委員会で討議したいと答えた。だが、ダブリンに救貧法委員が居住することを強制すべきでないという提案には反対した。こうしたやり取りの末、フィツジェラルド卿の修正案をめぐる議論は終わり、委員会審議がはじまった。いくつかの条項が修正後に承認された²⁸⁴⁾。

（5）第58条

第58条は、泥炭（turf, peat）を産出する土地は、泥炭が販売される場合を除いて救貧税が免除されるという条項だった。ウィクロウ伯爵が救貧税は販売される泥炭に限定すべ

282) *Hansard 3, Lords, vol. 43, 493-5 (31 May 1838)*.

283) 修正案をめぐる採決に移る前に、ワインチエルシ（Winchilsea）伯爵がメルバーン子爵に対して、ケント州でおきた救貧法をめぐる暴動で20人以上が死亡したという知らせを知っているかどうかを尋ねた。メルバーン子爵がこの件について何も聞いていないと答えた後、修正案について採決がとられた（*Hansard 3, Lords, vol. 43, 500-1 (31 May 1838)*）。

284) *Hansard 3, Lords, vol. 43, 563-6 (7 Jun. 1838)*.

きだという修正案を提出した。修正案に採決がとられ、修正案は賛成9票、反対45票で否決された。続いてこの条項を法案に残すかどうかについて採決がとられ、賛成36票、反対15票でこの条項は法案に残されることになった。また、残りの条項も承認された²⁸⁵⁾。

(6) 第3条

第3条は、貧民救済の運営は救貧法委員の監督下に置くという条項だった。大法官が、「ハウス・オブ・インダストリ」と「孤児院」という文言を入れて、救貧法委員は救貧院だけでなくこれらの施設の監督もおこなうようにするべきだという提案をおこなった。彼の提案理由は、救貧法が成立し救貧院が建設されるまでの期間に、ハウス・オブ・インダストリなどで貧民の救済をおこなえるようにすることだった。カーベリ卿は、修正案に危惧を表明した。彼によれば、約1500名の孤児を収容している「コーク孤児院 (Cork Foundling Hospital)」は、石炭に課税された税によって運営されており、救貧法が成立すると、この税がもはや徴集できなくなるということだった。ブルーアム卿が孤児院は不倫などを助長するなど道徳的に問題な施設だと発言した後、修正案が承認された²⁸⁶⁾。

(7) ソールズベリ公爵の提案

ソールズベリ (Salisbury) 公爵が、一定量の仕事をおこなうか、仕事をおこなう目的で救貧院に収容されるという契約をしない者は、救貧院に収容してはならない、という条項を提案した。その提案理由は、アイルランドの生活水準は低いので救貧院がイングランドのような「テスト」にならないということだった。また、この条項によって保護委員が貧民を救貧院に収容できる期間を決定する権利をもつことができると述べた。これに対してポートマン卿は、救貧法は貧民に雇用を与えたり、働かせることを目的とはしておらず、修正案通りとなると労働する貧民に賃金を払う必要や、彼らに仕事をみつけてやる必要が生じると、修正案への批判的な見解を述べた。リッチモンド (Richmond) 公爵は、イングランドでは救貧院に収容された貧民は、救貧院を出た後に救済費を請求されるか、それを賃金から差し引かれるとして、イングランド新救貧法の利点を指摘した。ソールズベリ公爵はリッチモンド公爵の指摘に対して、イングランドのような借金制度 (a system of loans) をつくる条項を提案することにやぶさかではないと述べた。また、彼は召使は衣食住のために労働し、賃金を得ていないのだから、救貧院の貧民にも賃金を支払う必要はないと言った。大法官は、救貧法の目的は貧民を救貧院で救済することであって働く者を救貧院に留めおくことには反対であると、修正案を批判した。リーズデイル

285) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 597 (7 Jun. 1838).

286) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 896-7 (21 Jun. 1838).

(Redesdale) 卿が発言した後、ソールズベリ公爵はみずからの修正案を撤回し、第63条までが承認された²⁸⁷⁾。

(8) 5 ポンド条項

メルバーン子爵は、5 ポンド未満のテネメントは救貧税の課税の対象とはならない、という条項が削除されたので、誰に救貧税を課すのかについての決定権を保護委員に与えるという条項を提案した。ウィクロウ伯爵は、「5 ポンド条項」が削除されたかぎり、提案を受け入れるのは賢明ではないと反対した。彼によれば、イングランドでは救貧税の免除の権限を「教区会(vestry)」が有し、保護委員会はもっていないということだった。また、教区会がこうした権限をもっていることに対して不満が生じており、廃止するのが望ましいと彼は述べた。提案が承認されると、保護委員は彼に投票した人びとの要求に左右され、公平性を保つことが難しくなる。ウィクロウ伯爵は救貧税を免除するならば、法律に明記すべきだと主張した。ポートマン卿もまた、メルバーン子爵の提案に反対した。彼は保護委員がさまざまな要求にさらされる場合に、生じるであろう不都合を述べた。彼は救貧税を例外を認めずにつべての財産に課税すべきだと述べた。エリンバラ (Ellenborough) 卿がこうした条項を導入してもアイルランドとイングランドは同等な立場に立たないと述べた後で、メルバーン子爵はみずからの提案を撤回した²⁸⁸⁾。

(9) 第71条

ウィクロウ伯爵が、下院で通過した法案には盛り込まれていたにもかかわらず、上院の委員会で削除された、5 ポンド条項を復活することを提案した。この条項は5 ポンドを超えないレントを支払うテナントや占有者は、レントから救貧税を差し引くというもので、救貧税の免除を意味した。フィツウィリアム伯爵はこの条項が存在すると、地主は小規模なテナントを追放し、小規模な土地を大規模に整理統合する事態が生じると懸念を表明した。これに対してエリンバラ卿は、アイルランドで救貧法が実施されてもその経費はアイルランドの地代の7.5%を超えず地主は現状を変えないと、フィツウィリアム伯爵の懸念を打ち消そうとした。クランリカド侯爵は、困窮者の救済のために財産に課税すべきであって、5 ポンド条項のような例外を認めるべきでないと提案に反対する意見を述べた。ハザトン卿は、上院が5 ポンド条項を復活させれば、地主はレントを5 ポンドに増やし、貧しいテナントに不利になるとして提案に反対した。ビュート (Bute) 侯爵はすべての財産に救貧税を課すという原則には賛成だが、じっさいには不可能であるとして、提案に賛成を表明した。ウェリントン公爵が、この条項を改めて検討すべき機会を設けることを提

287) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 897-8 (21 Jun. 1838).

288) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 962-4 (22 Jun. 1838).

案したのを受けて、 ウィクロウ伯爵はそれに同意し、 提案は否決された²⁸⁹⁾。

(10) 第68条

第68条は、 泥炭の湿地（turf bogs）を救貧税の課税から免除するという条項だった。クランリカド侯爵がこの免除に反対し、 免除を取り消すよう提案した。提案に対して採決がとられ、 賛成46票、 反対13票で修正案は可決された²⁹⁰⁾。

10. 第二法案の上院における第三読会

1838年7月9日、 上院において法案の第三読会が開催された。ロンドンデリ侯爵が法案への反対意見を記録することを要求し、 法案は上院の審議によって下院を通過したときよりも悪くなっていると述べた²⁹¹⁾。リムリック伯爵もまたアイルランドにおける反対の強さを語った。彼は、 すべての大陪審や影響力をもった人びとが反対しており、 下院ではアイルランド選出の議員の大部分が反対したと述べた²⁹²⁾。クランリカド侯爵は、 法案への失望を表明した。救貧税は地主（one class of property）だけに課すべきでなく、 また救貧法委員の権限が強すぎると批判した。

マウントカシェル（Mountcashel）伯爵は、 救貧法はアイルランドで反乱や革命を誘発する危険かつ破壊的な政策であると批判した。さらに、 彼はラディカルも保守派もプロテスタントも含めたすべてのアイルランド人が反対していると指摘した。また、 ファーマーは貧しく、 救貧税を支払うことなどできず、 貧民調査委員会が算定した238万5000人の貧民（年32週間に仕事で生計を立てられない）を一人当たり3ポンドで救済すると、 救済額はアイルランドの地代を超てしまうと述べた²⁹³⁾。

ブルーアム卿は、 イングランド新救貧法とアイルランド救貧法の違いを強調して、 法案を批判した。イングランド新救貧法は、 慎重な調査を経て熟慮のうえで実施されてものであり、 すべての階級から支持されたのに対して、 アイルランド救貧法案は事情を異にする。ブルーアム卿はアイルランド救貧法案が機能しないであろうことを、 第26条を引き合いに出して説明した。第26条は、 救貧法委員が有給の役人を任命する権限をもつことを規定し

289) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 964-5 (22 Jun. 1838).

290) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 1282-3 (6 Jul. 1838).

291) *Hansard 3, Lords*, vol. 44, 11 (9 Jul. 1838).

292) *Hansard 3, Lords*, vol. 44, 11-2 (9 Jul. 1838).

293) *Hansard 3, Lords*, vol. 44, 13-4 (9 Jul. 1838).

たものだが、アイルランドではすでに7000名がその職に応募しているという。したがって、救貧法委員はさまざまな仕事をしながら、7000名の応募者から役人を選ばねばならない。また、ブルーアム卿はイングランドとアイルランドの合同を完全にするため、総督の廃止など大きな改革が必要だが、イングランド新救貧法をアイルランドに導入してもアイルランドの改善には役に立たないと述べた²⁹⁴⁾。

メルバーン子爵は、法案への多数の反対請願が提出され、上院や下院で多くの反対意見が述べられたこと、そしてアイルランドとイングランドでは状況が違うことを認めたうえで、法案への賛成意見を述べた。イングランド新救貧法は多くの者によって反対されたが、施行から数年経った現在、反対の声は聞かれない。彼は、アイルランドに導入しようとする救貧法は安全に運営されるシステムであり、アイルランド人の性格を改善させ、物乞いを阻止できるなどの救貧法の利点を説明した²⁹⁵⁾。

プランケット（Plunkett）卿は、法案の支持者たちが主張するほどには、救貧法はアイルランドに利益をもたらさないかもしれないが、何らかの利益をもたらすと法案への賛成意見を述べた。また、彼はアイルランドが平穏でないという主張に対して、アイルランドは平穏だと反論した²⁹⁶⁾。

グレンゴール伯爵は、法案に対する自己の意見をすでに明らかにしているので、そのことには言及しないと述べたうえで、プランケット伯爵がアイルランドは平穏であると主張したことに対して、近年のアイルランドにおける犯罪の増加を具体的に示しながら、伯爵の主張を否定した²⁹⁷⁾。

ゴート（Gort）子爵は、法案はアイルランド地主への「苦痛と刑罰の法（a bill of pains and penalties）」であると述べた。彼の意見を最後に、法案への採決がとられ、賛成93票（代理投票24票）、反対31票（代理投票8票）で法案は上院の第三読会を通過した²⁹⁸⁾。表7は法案が上院の第三読会を通過することに反対した議員のリストである²⁹⁹⁾。

294) *Hansard 3, Lords*, vol. 44, 14-25 (9 Jul. 1838).

295) *Hansard 3, Lords*, vol. 44, 25-6 (9 Jul. 1838).

296) *Hansard 3, Lords*, vol. 44, 27 (9 Jul. 1838).

297) *Hansard 3, Lords*, vol. 44, 27-8 (9 Jul. 1838).

298) *Hansard 3, Lords*, vol. 44, 28-9 (9 Jul. 1838).

299) 翌10日、2つの法案への反対意見が上院に提出された (*Hansard 3, Lords*, vol. 44, 29-31 (9 Jul. 1838)). ひとつは、カーベリ卿、マウントカシェル伯爵、ハードン (Hawarden), テナム (Teynham), グレンゴール伯爵、クロンブロク (Clonbrock) からのもので次のようなものだった。法案はすべてのアイルランド人の意見に反し、無関心と不満を生じさせ、アイルランドの平安を回復するのには賢明ではないと批判された。もうひとつは、マウントカシェル、テナム、グレンゴールからのものだった。彼らが批判した点は、現在の法案

表7 第二次法案の上院における第三読会をめぐる採決の反対者

ブルーアム	リムリック
ベレスフォード	マンスフィールド
ボルトン	マウントカシェル
ボストン	オークニ
カーベリ	オーモンド
チャールヴィル	ロール
グレンゴール	ロウデン
ゴート	ストラングフォード
グロースタ	シェフィールド
ハードン	ソウマンド
ケンヨン	テナム
ロンドンデリ	合計 23名

出典) *Hansard 3, Lords, vol. 44, p. 29*より作成。

7月24日、下院において、上院がおこなった修正が検討された。下院議長は、救貧法を上院が修正したことに対して、下院で通過した法案を上院が修正することは、下院の特権を侵害したことになると懸念を表明した。だが、彼は、救貧法案は地主に影響を与えるので、上院の修正に対して、下院の特権をあまり主張しすぎてはならないと述べた。また、イングランド新救貧法案やイングランド都市自治体法案は下院で通過後に上院で修正された経緯があることにふれ、上院の修正を擁護した。ラッセル卿は、上院でなされた修正はその数と重要性においてそれほどのものではなく、アイルランド救貧法案の原則を変更するものでないと、下院が承認することを提案した。じっさい、上院は院外救済を容認したり、老人などに救済を限定するような救貧システムの原則に関わるような修正をおこなわなかつた。

ラッセル卿はいくつかの修正を具体的に説明した。第一に、救貧院に収容された者の経費は教区連合ではなく、保護委員の選挙区が負担するという、定住法に近い条項が導入された。だが、ラッセル卿はこの条項は労働の自由を禁止することにはならないとして、承認することを提案した。第二に、夫や父親は、妻や子供の扶養義務を放棄したときには処罰される条項が導入された。第三に、5ポンド未満の価値のテネメントの占有者は、救貧税の10パーセントを超えない部分を、レントから差し引くという条件のうえで、救貧税を支払うことになった。ラッセル卿は、上院は救貧法の原則にふれるような修正をしなかつたことを指摘し、上院の修正をそのまま承認することを提案した。だが、第11条にかんし

では10万しか救済できず多くの貧民を救済できない、アイルランドは救済の経費を負担できない、アイルランド人の多くの要望に反しているのでアジテーションや暴動が生じる、ということだった。

ては上院が加えた修正については変更を提案した。つまり、救貧法委員の権限の委譲について、上院がアイルランドに居住する救貧法委員としたことに対して、ラッセル卿はアイルランド居住に関係なくすべての救貧法委員にも与えることを提案した。この提案も含めて、上院の修正はすべて承認された³⁰⁰⁾。そして7月31日に第二次アイルランド救貧法は、国王の裁可を得て、正式に成立した。

おわりに

アイルランド救貧法案は、下院では賛成234票、反対59票で可決されたが、上院では反対票の割合が増え賛成93票、反対31票となった。上院における反対票が増加した最大の理由は、やはり上院における「アイルランド地主」が救貧税による負担を嫌がったことであろう。じっさい、上院の委員会審議でもっとも議論が沸騰したのが第41条の審議であり、そこでは救貧対象の限定が提案され、救貧税の抑制が意図された。

最後に、アイルランド救貧法案の審議において主張された、法案への賛成意見および反対意見をまとめておきたい。まず賛成理由からみてみよう。

第一に、救貧法はアイルランドの秩序を維持することができる。ラッセル卿が法案の議会の上程にさいして法案の二つの目的のひとつとして述べたが、不法行為に関係するような放浪を禁止することになり、アイルランドの秩序が維持できるとされた³⁰¹⁾。

第二に、地主が貧民を出さないように農地経営に关心をもつなど、社会の調和がもたらされる。これは先に述べたラッセル卿の法案のもうひとつの目的である。上院におけるトーリの指導者であるウェリントン卿もまた、地主が所領経営に关心をもち、テナントの状態にも注意を払うと述べている³⁰²⁾。

第三に、貧困者は救済されなければならない。ラッセル卿は国家の繁栄の陰には必ず貧困者が存在し、彼らを救済しなければならないと主張し、メルバーン子爵は、貧困は個人の怠惰の結果ではなく、国家が是正すべきものだと述べている。また、スレイニはアイルランドの貧困状態はキリスト教国にあってはならないと述べている³⁰³⁾。

第四に、救貧院システムこそがアイルランド人貧民を救済する最善の手段である。アイ

300) *Hansard 3, Commons*, vol. 44, 575-81 (24 Jul. 1838).

301) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 454-61 (13 Feb. 1837).

302) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 454-61 (13 Feb. 1837); *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 22 (21 May 1838).

303) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 477-83 (1 Dec. 1837); *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 1-15 (21 May 1838); *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 501 (1 Dec. 1837).

ルランド担当相は、貧民調査委員会が提案した公共事業ではとても多数の貧民を救済できないと主張した。また、メルバーン子爵は救貧院システムはアイルランド人の気力や努力を麻痺させるようなことにはならないとシステムを擁護した³⁰⁴⁾。

第五に、救貧法はアイルランドを繁栄させる。ラッセル卿は救貧法はアイルランド経済を直ちに繁栄させるという見方に対しては否定的であったが、サグデン卿は、救貧法の導入によって貧民の生活水準や農業水準も上昇すると述べた。デヴォンシャ伯爵は、貧民を養うよりも雇用を与えたほうが良いと考えられ、雇用が創出されると主張した³⁰⁵⁾。

次に、法案への反対意見をみてみよう。第一に、アイルランドは救貧システムを維持するには、あまりに貧しすぎる。イングランド新救貧法というイングランドのシステムをそのまま、状況の異なるアイルランドに導入することが反対の背景にあった。先にみたように、オコンネルによればアイルランドの農業生産性はグレート・ブリテンに著しく劣つており、こうした「貧しいアイルランド」に新たな課税を伴う救貧法を導入すべきでないと主張されたのである³⁰⁶⁾。

第二に、地主が救貧税の負担に耐えられない。救貧法はアイルランドの富を生み出す資本を減少させるだけでなく、多くの地代を吸収してしまい、アイルランドのジェントリの半数の財産に破滅的な影響を与えると主張された³⁰⁷⁾。また、救済人数が過小評価されているという意見も多く、じっさいの負担ははるかに大きくなると予想されたことも法案への反対理由だった³⁰⁸⁾。

第三に、アイルランド人は救貧法の導入を望んでおらず、反対している。オコンネルは、ダブリン大司教をはじめとしてアイルランド全体が法案に反対していると述べ、ヴァーナ大佐やロンドンデリ伯爵、リムリック伯爵もまた、大陪審や有力な地主からテナント、貧民まで反対していると主張した³⁰⁹⁾。

304) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 684-9 (30 Apr. 1838); *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 1-15 (21 May 1838).

305) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 696-8 (30 Apr. 1838); *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 45 (21 May 1838).

306) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 947-65 (9 Feb. 1838).

307) *Hansard 3, Commons*, vol. 43, 352-3 (28 May 1838)

308) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 947-65 (9 Feb. 1838); *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 681-4 (30 Apr. 1838); *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 25, 42 (21 May 1838).

309) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 681-4, 695-6 (30 Apr. 1838); *Hansard 3, Lords*, vol. 44, 11-2 (9 Jul. 1838). アイルランド担当相は、法案が議論されはじめた頃には反対の声が聞かれず、下院においてはアイルランド選出議員のうち25名が賛成していると反論を加えている (*Hansard 3, Commons*, vol. 42, 684-9 (30 Apr. 1838)).

第四に、救貧法はアイルランドの貧困を解決できない。アイルランドの貧困の原因は雇用不足にあると主張され、貧民の雇用対策が盛り込まれていない救貧法では、アイルランドの貧困を解決できないと批判された³¹⁰⁾。そして、救貧法を導入しても救貧院に収容されることを嫌うアイルランド人労働者はイングランドに流入しつづけ、イングランド人労働者の賃金を引き下げるだろうと主張された³¹¹⁾。また、アイルランドとグレート・ブリテンのあいだの併合の撤廃こそがアイルランドの貧困の解決手段だと主張する議員もいた³¹²⁾。

第五に、救貧院による貧民救済というイングランド新救貧法の原則が反対された。例えば、①労働可能者を救済すべきでない³¹³⁾、②救貧院システムは院外救済よりも費用がかかる³¹⁴⁾、③慈善活動を減少させる³¹⁵⁾、④救済を拒否された人びとが暴動をおこす³¹⁶⁾、⑤中央集権的な体制への批判³¹⁷⁾。またプリムは、機能していないイングランド新救貧法をわざわざアイルランドに導入すべきでないと述べ、さらに生産的な労働者があげた利益を、失業した貧民の救済に使うという公的システムのあり方を批判した³¹⁸⁾。

いずれにせよアイルランド救貧法は成立し、実施に移されることになった。イングランド救貧法委員のニコルズは、1838年9月にアイルランドにわたり、アイルランド救貧法の実施責任者となった。当初は、救貧法システムは機能しているようにみえたが、1845年にはじまるアイルランドの大飢饉のもと救貧法は完全に破綻していくのであった³¹⁹⁾。

310) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 62-3, 67 (21 May 1838).

311) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 947-65, 986-7 (9 Feb. 1838); *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 677-8 (30 Apr. 1838); *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 25 (21 May 1838).

312) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1019-21 (12 Feb. 1838).

313) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 693-4 (30 Apr. 1838).

314) *Hansard 3, Lords*, vol. 43, 25 (21 May 1838).

315) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 947-65 (9 Feb. 1838).

316) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 947-65 (9 Feb. 1838).

317) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 986-7 (9 Feb. 1838); *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 678-81 (30 Apr. 1838).

318) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 445 (1 May 1837).

319) 大飢饉については、拙稿「アイルランドの大飢饉、1845-52年」『大阪産業大学産業研究所所報』第18号、1995年、pp. 53-70；齋藤英里「アイルランド大飢饉と歴史論争—「ミッチャエル史観」の再評価をめぐって—」『三田商学研究』48巻5号、2005年、pp. 113-27を参照。